



資料 1 OECMの設定・管理を推進するための取組について

2022年9月16日

環境省 自然環境局 自然環境計画課



検討会の目的とこれまでの検討経緯



- 30by30目標の達成に向けた主要施策である「**OECM**」の設定・管理を進めるにあたり、**専門的見地から助言を得る**ため、令和2年度に有識者による検討会を設置。
- 令和4年度は、令和5年度からの正式認定に向けて、「自然共生サイト（仮称）認定の仕組み」について、試行結果等を踏まえた具体的な検討を予定（3回開催）。

（本検討会の検討事項）

- ① 民間等取組区域を「自然共生サイト（仮称）」として個別認定する仕組みに関する事項
- ② ①の仕組み以外によるOECMの設定・管理に関する事項
- ③ ①②を推進するための取組に関する事項
- ④ その他OECMに関する事項

検討経緯と今年度の検討事項

陸 域

令和2（2020）年度

- ❑ 我が国における保護地域とOECMの概念整理とそれらの役割
- ❑ R2年度第2回検討会にて「次年度以降、認定の基準、体制、情報システムなどの具体の議論を進める旨」を事務局から説明

令和3（2021）年度

- ❑ 新たな仕組みについて検討
- ❑ 自然共生サイト（仮称）認定基準の策定

令和4（2022）年度

- ❑ 自然共生サイト（仮称）認定の仕組みの試行
- ❑ OECMの設定・管理に関する検討

海 域

令和2（2020）年度

令和3（2021）年度

- ❑ 海域のOECMの考え方、方向性について整理

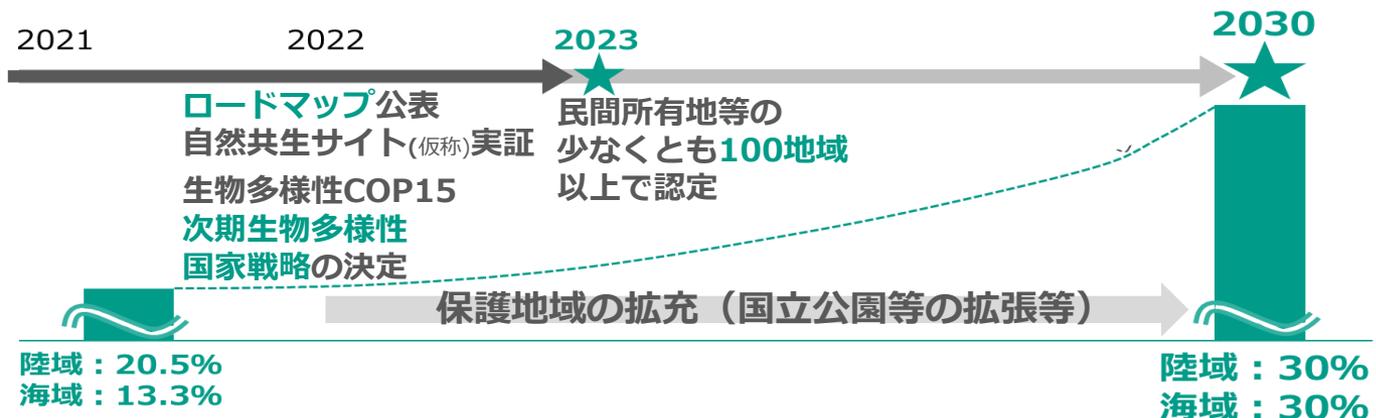
令和4（2022）年度

- ❑ 自然共生サイト（仮称）認定の仕組みの試行
- ❑ OECMの設定・管理に関する検討

- 2021年のG7サミットでは、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」や、生物多様性の観点から2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」に取り組むことを約束
- 国内の30by30目標達成に向けて、COP15に先立ち「30by30ロードマップ」を策定 **4/8公表**
- 次期生物多様性国家戦略（年度内閣議決定予定）に「30by30目標」を組み込み

30by30ロードマップのポイント

- 国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上
- 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理
 - 自然共生サイト（仮称）の認定
 - 海域OECMの検討
 - 生物多様性の重要性や保全活動の効果の見える化（モニタリング機能の付加含）
 - 自然再生や管理手法等のマニュアルの提供
 - クレジット化等のインセンティブの検討 等

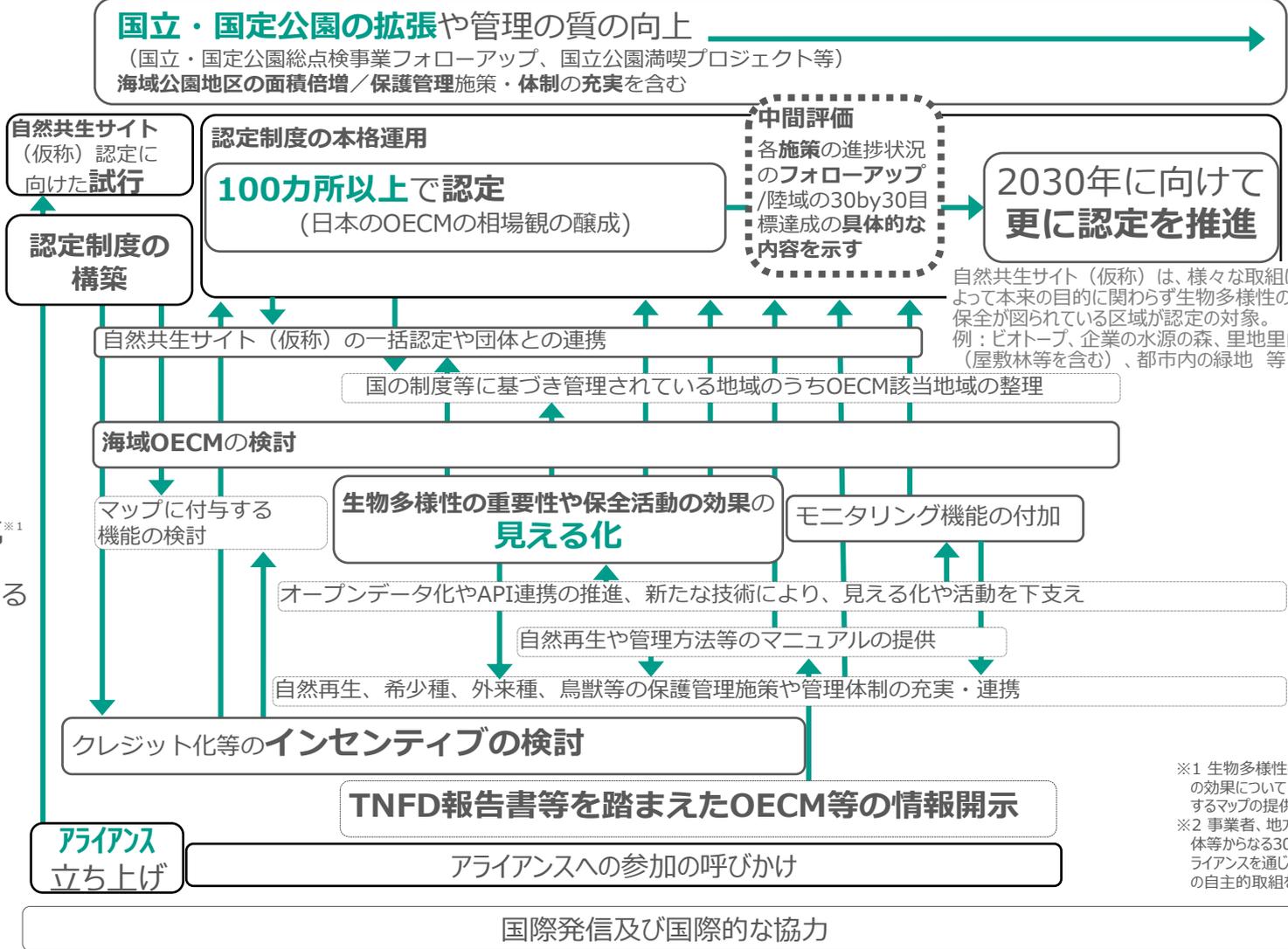


30by30ロードマップ 主要施策と横断的取組の相関



30%を確保する施策

保護地域
OECM



30%の達成

自然共生サイト(仮称)は、様々な取組によって本来の目的に関わらず生物多様性の保全が図られている区域が認定の対象。
例：ビオトープ、企業の水源地の森、里地里山(屋敷林等を含む)、都市内の緑地等

後押しする施策

見える化^{*1}
(マップ化)
/質を高める取組

インセンティブの検討
アライアンス^{*2}
国際発信

※1 生物多様性の重要性や保全活動の効果について、陸域の全域をカバーするマップの提供
※2 事業者、地方公共団体、民間団体等からなる30by30の推進に係るアライアンスを通じて、各ステークホルダーの自主的取組を促すもの

■ 自然共生サイト（仮称）認定

認定の仕組みの試行と本格運用

- 令和4年度に認定の仕組みの試行（詳細は議題2（資料2））
（試行を通じて認定基準の見直しや認定体制のあり方の整理などを実施）
- 令和5年度から正式に認定を開始予定
（令和5年中に100カ所以上の先行認定を目標）

◆ 自然共生サイト（仮称）認定促進に向けた調査

里地里山の認定促進に向けた調査

- 生物多様性が豊かな里地里山は自然共生サイト（仮称）の候補。
- 一方で、里地里山において一定程度の範囲を対象とする場合、範囲の中に複数の土地所有者が存在することや境界が複雑な場合など課題が多いことが想定。
- よって、里地里山において、一定程度の範囲を対象とした自然共生サイト認定に向けた調査を実施（4カ所程度）。

自然再生・劣化地の回復

- 生態系ネットワーク構築のため生態系回復が必要なエリアにおいて、将来的な自然共生サイト認定を見据えて早期に健全な生態系への回復・保全を推進するため、劣化地の生態系回復手法を検討。

■ 団体との連携協定

- 生物多様性保全に関連する既存認証等制度（例えば、ABINC認証やSEGES認定）との連携に向けて検討を進めているところ。
- 生物多様性の価値を有する社寺林や庭園等、文化的な経緯として保全されてきた場所をOECEM登録するために、関係団体との連携の可能性について検討を進めているところ。

■ 国の制度等に基づき管理されている地域のうちOECEM該当地域の整理

- 国の制度等に基づき管理されている森林、河川、港湾、都市の緑地も、生態系ネットワークを確保し、さらに生態系サービスを提供する場として重要であることから、関係省庁が連携し、このような地域のうちOECEMに該当する可能性のある地域を検討した上で、適切なものについてはOECEMとして整理。



国民公園のひとつ
「新宿御苑」もOECEMの候補

海のOECMの検討について

- わが国の30by30達成には新たに**約17%程度**の保全又は保護が必要
- **沿岸の干潟や里海などを自然共生サイト（仮称）**として認定するとともに、沖合を中心に、持続可能な産業活動が結果として生物多様性の保全に貢献している海域等をOECMとして整理することを想定

<p>合わせて30%を目指す残り、約17%の保全又は保護が必要</p>		<p>海洋保護区</p> <p>沿岸域と沖合域を合わせて447万km²中、13.3% (59.4万km²)</p>		<p>OECM</p> <p>自然共生サイト認定+それ以外の海域の整理を検討中。</p>	
<p>自然景観、環境、生物の生息場等の保護の目的</p>		<p>水産動植物の保護培養等の目的</p>		<p>多面的な利用を目的としつつ生物多様性の保全に貢献</p>	
<p>沿岸域</p>	<p>我が国の領海かつ水深200m以浅の場所</p>	<p>自然公園法 自然環境保全法（自然環境保全地域） 鳥獣保護管理法 種の保存法</p>	<p>水産資源保護法 海洋水産資源開発促進法 漁業法</p>	<p>藻場、干潟、里海等</p>	<p>民間の取組等によって生物多様性保全が図られている区域を自然共生サイトとして環境省が認定する方向で検討中</p>
	<p>23.3万km²のうち72.1%が海洋保護区に指定されている</p>				
<p>【令和4年度に自然共生サイト（仮称）実証調査を実施予定】</p>					

<p>沖合域</p>	<p>我が国の内水及び領海の水深200メートル超の場所、排他的経済水域</p>	<p>423.7万km²のうち10%が海洋保護区に指定されている</p>	<p>自然環境保全法（沖合海底自然環境保全地域）</p>	<p>水産資源保護法 海洋水産資源開発促進法 漁業法</p>	<p>上記以外の海域</p> <p>既存の管理の仕組み等を整理するなど、どのような海域がOECMとしてふさわしいのか、検討を行う。 漁業を含む海域利用とOECMの関係性をどう整理するか、などが検討の主な論点</p>

以下の取組を検討（令和5年度概算要求）

■ 簡易モニタリング手法の開発

- モニタリングの重要性について有識者からも指摘。
- 一方で、自然共生サイト・OECMは、本来目的に関わらず管理の効果・結果によって判断されるものであることから様々なタイプが想定。そのため、一律に同様のモニタリングを課することは現実的ではなく、また、サイト管理者にとってモニタリングは過度な負担になる可能性があることも有識者からも指摘。
- よって、モニタリングが必要だと考えられるサイトにおいても、継続可能な簡易手法を提供することが重要。

- 自然共生サイトの管理者が地域主体で継続的にモニタリングを実施できるよう、市民参加も想定した簡易な手法を開発。
- その際、分かりやすい指標として、普通種の昆虫等に着目し、生態系の連結性や、人の健康への正の効果も含む生態系サービスの健全性の指標を開発することが効果的。また、衛星画像も活用し、自然共生サイト内の開発状況を監視できる手法を開発。

昆虫20選の活用



■ 管理の質の向上に向けた助言・伴走支援体制の構築

管理の質を向上させるために、専門家等からの助言が受けられる体制構築を行う。

今年度の検討体制

審査

試行版 審査委員会

認定基準や審査プロセスを試行的に運用し、現実に運用した場合に、どのような課題があるかを洗い出し、令和5年度からの本格運用に向けて必要な修正を行うため、「自然共生サイト（仮称）」の試行審査（前期、後期）を実施

全体

試行結果をOECM検討会で報告

OECMの設定・管理の推進に関する検討会

1. 「自然共生サイト（仮称）」個別認定する仕組みに関する事項
2. (1)の仕組み以外によるOECMの設定・管理に関する事項
3. (1) (2)を推進するための取組に関する事項
4. その他OECMに関する事項

インセンティブ

30by30に係る 経済的インセンティブ等検討会

1. 生物多様性の価値を証書化し、市場で売買される仕組みの検討
2. (1)以外で認定をうながすための経済的なインセンティブの検討
3. その他(1)(2)の検討に関する事項

連携

見える化

生物多様性見える化検討会（仮）

見える化システムが具備すべき機能、生物多様性情報の可視化・地図化における指標及び評価手法、効果的な情報収集や解析手法、既存のシステムとの連携等の検討

2010

国連生物多様性の10年

生物多様性条約第10回締約国会議COP10

- 愛知目標（戦略計画2011-2020）採択
- 名古屋議定書（遺伝資源利用の利益配分）採択
- SATOYAMAイニシアティブの開始

2015

SDGs

パリ協定

2018

生物多様性条約COP14 OECMの定義を決定

2019

IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）地球規模評価報告書公表（2019/5）

2020

ポスト2020生物多様性枠組の検討プロセス

愛知目標最終評価（地球規模生物多様性概況第5版（GB05）（2020/9）

国連生物多様性サミット（2020/9）

自然と人々のための高い野心連合（HAC）発足（2021/1）

G7（英）（2021/6）、G7（独）（2022/6）
30by30目標へのコミット

2022

生物多様性条約COP15

2021/10（昆明）・2022/12予定（モントリオール）
ポスト2020生物多様性枠組の採択

2023

自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）本格始動（2023/9予定）

国際的な動き

- 2010年のCOP10で採択された愛知目標でOECMの概念が明記され、2018年のCOP14でOECMの定義を決定。
- ポスト2020生物多様性枠組に30by30目標を位置付けるための、野心連合が発足した他、G7等でも30by30目標を取り上げる等、COP15に向けた動きが加速。

国際的な理解促進に向けて

- 自然共生サイト認定を通して、生物多様性保全はもちろんのこと、社会経済的な課題の解決に寄与する我が国のOECMの取組を、国際的に発信し、持続可能な利用が行われている地域における保全の重要性の理解促進につなげる。
- 特に日本企業がサプライチェーンを有するアジア地域に展開。

「生物多様性のための30by30アライアンス」

30by30をみんなで進めていくための有志連合

- 環境省を含めた産民官17団体を発起人とする「**生物多様性のための30by30アライアンス**」を2022年4月に発足。
企業、自治体、NPO法人等、計274者が参加（2022年9月14日現在）
- 自らの所有地や所管地内のOECD登録や保護地域の拡大を目指す／そうした取組を応援するなど、30by30の実現に向けた行動をとる仲間たちの集まり。
(自治体：宮城県、新潟県、兵庫県豊岡市など33団体)
(企業：トヨタ、イオン、パナソニックなど155団体)
(団体：北海道大学、(一財)京都仏教会など66団体)

参加方法とその効果

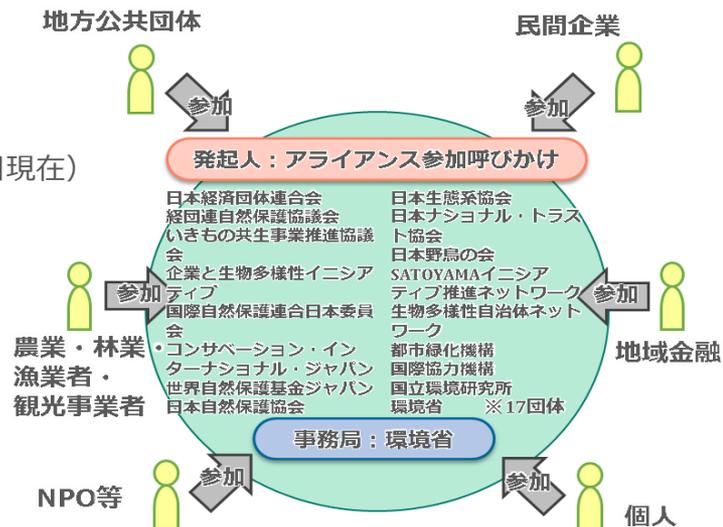
- 参加希望者は、自ら行おうとする取組を事務局に登録（随時受付）
- 参加による効果は以下の通り。

- 参加者をWebサイト上に掲載し、その取組を発信
- 自然共生サイト（仮称）の申請を支援
- ロゴマークを使って取組をPR 等



30by30アライアンスサイト

- ・参加者一覧を掲載
- ・自らの取組を掲載可能
- ・将来的にはマッチング機能も検討



30by30

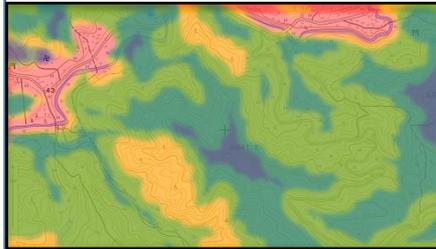
30by30アライアンスロゴ

モチーフとしてカエルを採用し、その中に森や海といった自然やそこに住むいきもの、さらには都市や舟など人々の生業を配置。カエルの体部分（上部）は森林など陸域をイメージした緑基調の和紙、顔の部分（下段）は、海や川など水域をイメージした青基調の和紙で表現。

参考：「生物多様性の見える化」

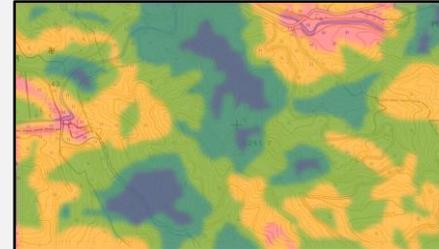
「保全活動エリアの把握」から「保全活動効果の評価」まで一貫通貫の取組を「見える化」（イメージ）

① 生物多様性の価値や保全上効果的な地域を可視化



生物多様性の価値

色によって生物多様性指標の現状を視覚的に把握することが可能



効果的な地域把握

生物多様性保全上、効果的な地域を把握



② 保全管理手法の提供

管理手法の取得

- ・エリア（タイプ）毎に適切な管理情報を提供
- ・ガイダンスに従い簡単に管理計画を作成

ガイドライン



A. 里地里山

薪炭林の活用、環境保全型農業の実施等、適度な人為的干渉を継続。保護地域のバッファとしても管理。



B. 社寺林

巨樹巨木や着生植物の保全のため、地域の文化継承の観点からも厳重な保存的管理を実施。



C. 企業の森

健全な森林として維持するため、獣害対策、後継樹対策など適切な管理を実施。動物の移動経路としても活用。



D. 荒廃地（※）

（※生態系回復後にOECM化）

生態系ネットワークにとって重要な場所に位置する荒廃地は、吸収源対策を踏まえた生態系回復を実施。

タイプ毎の適切な管理手法イメージ

③ 貢献度の反映

生態回復・OECM化による保全活動の成果によって重要度が変化、変化に対する活動の貢献度も数値化

④ 活動の評価

民間の保全活動を客観的に評価。

- ESG投資、各種事業の優先採択等